

佐藤和夫議員（一般質問）

- ① 寡婦（夫）控除のみなし適用について
- ② 色覚検査について
- ③ 自転車の安全対策について
- ④ 公共施設の貸与について
- ⑤ 恋するフォーチュンクッキー真岡バージョンの制作について
- ⑥ 公衆無線LAN（Wi-Fi）の導入について
- ⑧ タブレットの導入について

寡婦（夫）控除の
みなし適用を

問 佐藤議員 寡婦（夫）控除のみなし適用について伺う。婚姻歴のないひとり親支援をどのようにするのか。

答 市長 寡婦（夫）控除は、婚姻歴のあるひとり親が所得税法上の寡婦（夫）に当たる場合に受けられる所得控除である。婚姻

婚姻歴のないひとり親は、この控除の適用を受けられず、保育料や市営住宅の家賃は、寡婦（夫）控除の有無で料金に差が生じてしまう。

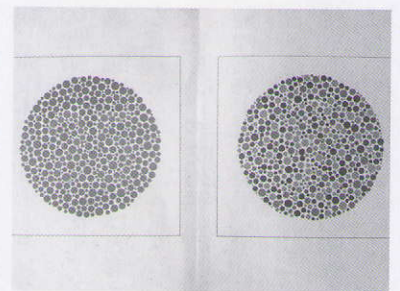
本市ではひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行っているが、これらは婚姻によらないで父または母となった者及びその子も支給の対象となっている。また、保育料は、前年度の市民税非課税世帯のうち、ひとり親家庭に対しては無料とし経済的支援に努めている。

こうしたことから、保育料及び市営住宅の家賃に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について、現時点では、税法改正の動向を見守りたい。

検査希望者に
色覚検査の実施を

問 佐藤議員 本市では色覚検査をいつから実施していないのか。また、希望者への検査はできないのか伺う。

答 教育長 学校における色覚検査は、昭和33年に学校保健



色覚検査表

法により健康診断が義務化され、同法施行規則に色覚検査も必須の検査になっていたことから、小学1年・4年、中学1年、高校1年を対象に実施し、平成6年からは小学4年のみが対象となり実施していた。その後、平成14年3月に学校保健法施行規則が改正され、必須検査項目から色覚検査が削除されたことにより、小中学校での一斉検査は平成15年度から実施していない。色覚には個人差があり生活に支障がない人が多いことや、全員を対象として検査することは社会的差別にもつながりかねないことが主な理由である。

また、保護者等から個別に色覚検査の希望や相談があれば、養護教諭による検査を行い、必要に応じて専門医への受診を勧めることになっている。

議案に対する

討

論

議案第3号

自治基本条例の制定

佐藤和夫議員（改革クラブ）

反対

自治基本条例検討市民会議が提言した内容が、訂正、削除されている。市民会議に素案作りをお願いしたのだから、市民会議から提言された内容をそのまま議案として提出すべきである。

もう一度、市民会議の委員と議員28名が同じテーブルで、議論する必要があるという強い思いから反対するものである。